

令和4年度

宇佐市農業委員会
第1回(4月)定例総会議事録

宇佐市農業委員会

宇佐市農業委員会第12回定例総会会議録

令和4年5月6日（金）午前10時より宇佐市役所本庁2階23会議室において会長が第1回（4月）定例総会を招集した。

本日の出席委員は次の通りであった。

議長 菅原 維範 会長

1番 赤坂 州男 委員	2番 安倍 隆司 委員	3番 西 時行 委員
4番 久保 公志郎 委員	5番 永松 徳章 委員	6番 安部 仲雄 委員
8番 久保田 昭廣 委員	9番 安部 正博 委員	10番 川谷 正一 委員
12番 河野 一雄 委員	13番 永岡 卓巳 委員	14番 丹生 猛 委員
15番 塚崎 正和 委員	17番 池田 雅彦 委員	18番 安藤 宝太 委員
19番 阿部 善浩 委員		

欠席委員

7番 萩原 久邦 委員 11番 佐藤 俊徳 委員

事務局

石川事務局長、山崎農政係総括、遠嶋農地係総括、農地係中家副主幹

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案 第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案 第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案 第4号 農地転用事業計画変更申請について
議案 第5号 非農地証明願について
議案 第6号 農用地利用集積計画(案)の決定について
議案 第7号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について
議案 第8号 あじむ農業公社理事の選任について
議案 第9号 「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」
及び「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の決

定について

- 報告 第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告 第2号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の
解約通知について
報告 第3号 2a未満の農業用施設用地への転用の届出について
報告 第4号 農地所有適格法人適格要件の届出について
報告 第5号 令和3年度宇佐市農業委員会実績報告について

事務局 長 定刻となりましたので、ただ今から令和4年度第1回4月の定例総会を開会いたします。

7番 萩原 久邦 委員 11番 佐藤 俊徳 委員

ただ今の出席委員は19名中17名で、宇佐市農業委員会会議規則第10条の定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、会議規則第8条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、菅原会長にお願いいたします。

議 長 皆さんおはようございます。（あいさつ）

議 長 それではこれより議事に入ります。
まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。
宇佐市農業委員会会議規則第41条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

【異議なしの声あり】

議 長 それでは、議事録署名委員は、13番 永岡 卓巳 委員、14番 丹生 猛 委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の中家 副主幹を指名いたします。

議 長 以上で、日程第1を終わります。

議 長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題に供します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書 1 ページの 地区別各条申請総括表をお開きください。
議案第 1 号 3 条許可申請は 1 1 件で、地区毎の内訳は、

長洲地区 所有権移転 3 件、6 筆、5,211㎡、宇佐地区 所有権移転 2 件、5 筆、1,128㎡、駅川地区 所有権移転 4 件、1 2 筆、11,652㎡、四日市地区 所有権移転 1 件、8 筆、13,429㎡、安心院地区 所有権移転 1 件、9 筆、25,669㎡となっています

2 ページをお開きください。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」
農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 3 条第 1 項の規定により、
別紙のとおり申請があったので審議を求める。
令和 4 年 5 月 6 日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

3 ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号 1 【議案書番号長洲 1 朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

長洲地区 番号 2 【議案書番号長洲 2 朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

長洲地区 番号 3 【議案書番号長洲 3 朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

4 ページをお開きください。

宇佐地区です。

番号 1 と 2 は同じ譲受人で関連がありますので、一括して説明させていただきます。

宇佐地区 番号 1 【議案書番号宇佐 1 朗読】

宇佐地区 番号 2 【議案書番号宇佐 2 朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取

得するものです。

5 ページをご覧ください。
駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

売買による所有権移転です。
譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

駅川地区 番号2 【議案書番号駅川2朗読】

売買による所有権移転です。
譲渡人が労力不足のため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

駅川地区 番号3 【議案書番号駅川3朗読】

売買による所有権移転です。
譲受人の要望により、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

6 ページをお開きください。

駅川地区 番号4 【議案書番号駅川4朗読】

売買による所有権移転です。
譲渡人が労力不足のため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

7 ページをご覧ください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

売買による所有権移転です。
譲渡人が高齢で労力不足ため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

8 ページをお開きください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

贈与による所有権移転です。
親から子へ農地を贈与するものです。

以上、全件とも担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われるため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

議 長 長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 ①はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。
長洲・宇佐地区審議会を令和4年4月27日午前9時30分より、本庁2階25会議室において、農業委員5名中5名、農地利用最適化推進委員6名中5名出席のもと開催いたしました。
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」
長洲地区3件、宇佐地区2件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審会長 ①はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。
駅川・四日市地区審議会を令和4年4月28日午前9時より、本庁2階23会議室において、農業委員7名中7名、農地利用最適化推進委員13名中12名出席のもと開催いたしました。
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」
駅川地区4件、四日市地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 安心院・院内地区をお願いします。

池田地区審会長 ①はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。
安心院・院内地区審議会を令和4年4月26日午前10時より、院内支所1階多目的ホールにおいて、農業委員7名中7名、農地利用最適化推進委員11名中9名出席のもと開催いたしました。
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」
安心院地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の

現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページの総括表をお開きください。
議案第2号4条許可申請は1件で、
地区毎の内訳は、安心院地区1件、1筆、1,150㎡となっています。

9ページをお開きください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」
農地法第4条第1項及び同法施行令第7条第1項の規定により、
別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和4年5月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

10ページをお開きください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

農業用施設としての転用で、

農地の一部に農業用倉庫及び資材置場を整備する計画です。

立地基準としては、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地で、農用地区域内農地に該当すると考えます。農振法第8条第4

項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであることから許可することができるものと考えます。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

議 長 安心院・院内地区をお願いします。

池田地区審会長 ②はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」安心院地区番号1について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認ができましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議 長 次に議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題に供します。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの総括表をお開きください。

議案第3号 5条許可申請は9件となっています。

地区ごとの内訳は、長洲地区 1件、1筆、204㎡、宇佐地区
1件、1筆、1,199㎡、駅川地区、3件、9筆、3,709㎡、四日市
地区 4件、5筆、2,240㎡となっています。

11ページをお開きください。

議案3号「農地法第5条の規定による許可申請について」

”農地法第5条第1項及び同法施行令第15条第1項の規定によ
り、別紙のとおり

申請があったので審議を求める。”

令和4年5月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

12ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1【議案書番号長洲1朗読】

売買による所有権移転です。

駐車場用地としての転用で、自社の駐車場を整備する計画です。

立地基準としては、都市計画法で定める第2種住居地域に用途地
域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地
は、許可をすることができることとなっております。

13ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1【議案書番号宇佐1朗読】

売買による所有権移転です。

農業用施設用地としての転用ですが、すでに農業用倉庫を建築し
て利用しています。今回事後になります。追認の申請を行うも
のです。申請人からは、このことについて深く反省している旨の
始末書が添付されています。

立地基準としては、農業振興地域整備計画において、農用地等と
して利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地
で、農用地区域内農地に該当すると考えます。農振法第8条第4
項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するた
めに行われるものであることから許可することができるものと考
えます。

14ページをご覧ください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1【議案書番号駅川1朗読】

売買による所有権移転です。

宅地分譲用地としての転用で、分譲宅地8区画を整備する計画です。

立地基準としては、都市計画法で定める第1種住居地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

駅川地区 番号2【議案書番号駅川2朗読】

永年の使用貸借権の設定です。

一般住宅としての転用で、自己住宅を建築する計画です。

立地基準としては、都市計画法で定める第1種住居地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

駅川地区 番号3【議案書番号駅川3朗読】

売買による所有権移転です。

議案第4号農地転用事業計画変更申請にて後述しますが、特定建築条件付宅地分譲用地で転用許可を受けていましたが、事業計画変更を行ない、建売住宅3棟を建築する計画です。

立地基準としては、道路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えることから第3種農地に該当すると考えます。第3種農地の転用は、許可をすることができることとなっております。

16ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1【議案書番号四日市1朗読】

永年の使用貸借権の設定です。

駐車場及び倉庫としての転用で、自宅用の駐車場及び倉庫を建築する計画ですが、すでに駐車場を整備して利用しています。今回事後になりますが、追認の申請を行うものです。申請人からは、このことについて深く反省している旨の始末書が添付されています。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などないことから許可をすることができるものと考えます。

四日市地区 番号2【議案書番号四日市2朗読】

5年間の賃借権の設定です。

駐車場及び資材置場用地への転用ですが、すでに一部を自社の駐車場及び資材置場として利用しています。今回事後になります。追認の申請を行うものです。申請人からは、このことについて深く反省している旨の始末書が添付されています。

立地基準としては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で第1種農地に該当します。既存の施設の拡充等のため、既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えない既存の施設に隣接する土地に施設を整備することから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

四日市地区 番号3【議案書番号四日市3朗読】

売買による所有権移転です。

建売住宅としての転用で、建売住宅2棟を建築する計画です。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

四日市地区 番号4【議案書番号四日市4朗読】

売買による所有権移転です。

一般住宅としての転用で、自己住宅を建築する計画です。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

議長 長 長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 ②はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」

長洲地区1件、宇佐地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく立地基準としては事務局から説明

があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認ができましたので、本地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

駅川・四日市地区をお願いします。

議 長

②はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

赤坂地区審会長

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」

駅川地区3件、四日市地区4件について、それぞれ担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

” 申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

”

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認ができましたので、本地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

議

長 発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決いたします。

議

長 議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議

次に、議案第4号「農地転用事業計画変更申請について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

議

議案書1ページの総括表をお開きください。議案第4号農地転用事業計画変更申請は、駅川地区1件、4筆、562㎡です。

事 務 局

17ページをお開きください。

議案第4号「農地転用事業計画変更申請について」

農地法関係事務処理要領第4の6の(3)のエに基づき、別紙のとおり申請があったので審議を求めます。

令和4年5月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

18ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1【議案書番号駅川1朗読】

議案第3号農地法第5条申請の駅川地区番号3の説明にて、触れさせていただいた事業計画変更申請になります。申請地は令和3年7月に、特定建築条件付宅地分譲用地として転用許可を受けていましたが、建売住宅3棟を建築する計画が許可後に立ち上がったため事業計画変更申請を行うものです。なお、申請地は当初の転用申請にて第3種農地と判断されています。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、変更後の転用事業が変更前と比べて必要性があると認められること等の確認を行いました。このことから計画を変更しても特に問題はないと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

議長 駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審議会 ②はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第4号「農地転用事業計画変更申請について」

駅川地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

本件は、事務局から詳しい説明があったとおりで、駅川地区番号1は、宅地分譲用地から建売住宅建築への変更申請です。変更後の転用事業により、周辺の農業等に及ぼす影響が、変更前と比べて同程度と認められること等が確認できましたので当地区審議会としましては計画の変更を認めるものと意見決定しました。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ただいまの、事務局説明及び地区審議会からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第4号について、原案のとおり決定することに
賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり計画変更を認める
もの
として許可することに決定いたしました。

議 長 次に議案第5号「非農地証明願について」を、議題に供します。
それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの 総括表をお開きください。
議案第5号非農地証明願は、18件で、地区ごとの内訳は、
長洲地区4件、4筆、1,217㎡、駅川地区4件、6筆、1,555㎡、
四日市地区4件、11筆、4,318㎡、安心院陸5件、13筆、
4,727㎡、院内地区1件、1筆、451㎡となっています。
19ページをお開きください。
議案第5号「非農地証明願について」
農地法第2条第1項の対象とならない土地について、非農地証明
の願出があったので審議を求める。
令和4年5月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

20ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】

昭和50年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明
願を行うものです。

長洲地区 番号2 【議案書番号長洲2朗読】

昭和44年9月頃から雑種地として利用しているため非農地証明
願を行うものです。

長洲地区 番号3 【議案書番号長洲3朗読】

昭和60年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難で
あるため非農地証明願を行うものです。

長洲地区 番号4 【議案書番号長洲4朗読】

平成10年2月27日付で農地法第5条許可済みのため非農地証

明願を行うものです。

21ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

昭和36年頃から宅地として利用しているため非農地証明願を行うものです。

駅川地区 番号2 【議案書番号駅川2朗読】

平成11年頃から原野化及び山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

駅川地区 番号3 【議案書番号駅川3朗読】

平成8年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

駅川地区 番号4 【議案書番号駅川4朗読】

昭和33年8月頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

22ページをご覧ください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

昭和56年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

四日市地区 番号2 【議案書番号四日市2朗読】

昭和50年頃から雑種地として利用しているため非農地証明願を行うものです。

四日市地区 番号3 【議案書番号四日市3朗読】

平成元年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

23ページをお開きください。

四日市地区 番号4 【議案書番号四日市4朗読】

昭和52年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

24ページをご覧ください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

昭和47年4月頃から宅地として利用しているため非農地証明願を行うものです。

安心院地区 番号2 【議案書番号安心院2朗読】

平成3年4月頃から雑種地として利用しているため非農地証明願を行うものです。

安心院地区 番号3 【議案書番号安心院3朗読】

平成5年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

安心院地区 番号4 【議案書番号安心院4朗読】

昭和50年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

安心院地区 番号5 【議案書番号安心院5朗読】

平成10年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

26ページをお開きください。

院内地区です。

院内地区 番号1 【議案書番号院内1朗読】

平成14年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

以上、担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、非農地化していること、農地法第51条の規定による処分の対象となっていないことが確認できましたので非農地証明の発行基準に該当しているものと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

議長 長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 ③はい議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第5号「非農地証明願について」

長洲地区4件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

- 議 長 駅川・四日市地区お願いします。
- 赤坂地区審会長 ③はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。
議案第5号「非農地証明願について」
駅川地区4件、四日市地区4件について、それぞれ担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。
- 議 長 安心院・院内地区お願いします。
- 池田地区審会長 ③はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。
議案第5号「非農地証明願について」
安心院地区5件、院内地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。
- 議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。
- (質問、意見なし)
- 議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議 長 全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり証明書を発行することに決定いたしました。
- 議 長 次に、議案第6号「宇佐市農用地利用集積計画（案）の決定について」を、議題に供します。
- 議 長 それでは事務局より説明をお願いします。

27ページをお開きください。

事務局 議案第6号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より別紙のとおり農用地利用集積計画(案)の決定について依頼があったので審議を求める。

令和4年5月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

28ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集積計画は集計表 朗読】

内容につきましては、29ページ以降のようになっております。続きまして、67ページをお開きください。農地中間管理事業による利用権設定です。

【集積計画は集計表 朗読】

詳細につきましては、68ページ以降のようになっております。続きまして、96ページをお開きください。農地売買等支援事業による所有権移転です。

【所有権移転朗読 事細かに説明】

以上、計画の内容は、市の基本構想に適合すること、利用権の設定を受ける者が、農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、必要な農作業に常時従事すること等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ありがとうございました。

議長 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

議長 長 長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 ④はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第6号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。

農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。

また、農地売買支援事業での所有権移転の売買価格についても、周辺地域での取引事例から適正価格であると考えます。

よって、当地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議 長 駅川・四日市地区お願いします。

赤坂地区審会長 ④はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第6号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」
農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。

農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。

また、農地売買支援事業での所有権移転の売買価格についても、周辺地域での取引事例から適正価格であると考えます。

よって、本地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 ④はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第6号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」
農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。

農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。

また、農地売買支援事業での所有権移転の売買価格についても、周辺地域での取引事例から適正価格であると考えます。

よって、本地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり決定し、

議長 市長にその旨を通知いたします。
次に、議案第7号「宇佐市農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 106ページをお開きください。
議案第7号「宇佐市農用地利用配分計画（案）に対する意見について」
農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく同法第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画（案）について市長より意見聴取の依頼があったので審議を求める。
令和4年5月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

事務局 107ページをお開きください。合計を読み上げます。
【配分計画は集計表 朗読】
詳細につきましては、108ページ以降のようになっております。
先ほどの農用地利用集積計画（案）で農地中間管理機構が貸手から借受けた農地を、この農用地利用配分計画（案）にて担い手へ貸付ける内容です。これは、農地中間管理事業の推進に関する法律により、農業委員会の意見を聴くものとされています。

議長 以上で議案の説明を終わります。
長 ありがとうございます。
ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

議長 長 長洲・宇佐地区をお願いします。
久保田地区審会長 ④はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。
議案第7号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」
市長より依頼があり、長洲地区、宇佐地区の農用地利用配分計画（案）の内容について審議いたしました。
当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 長 駅川・四日市地区をお願いします。
⑥はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果

赤坂地区審議会 長 についてご報告します。
議案第7号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」

市長より依頼があり、四日市地区の農用地利用配分計画(案)の内容について審議いたしました。

当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審議会 長 ⑤はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第7号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」

市長より依頼があり、安心院地区、院内地区の農用地利用配分計画(案)の内容について審議いたしました。

当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第7号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第7号は原案のとおり承認しました。

議 長 次に、議案第8号「あじむ農業公社理事の選任について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 131ページをお開きください。
議案第8号「あじむ農業公社理事の選任について」

あじむ農業公社理事の選任について、委員会の承認を求める。理事 菅原維範

令和4年5月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

議案第8号「あじむ農業公社理事の選任について」ですが、旧安心院町・旧安心院町農協及び安心院土地改良区が出資した「公益

社団法人あじむ農業公社」の理事に農業委員会から1名を推薦するもので、安心院地域を主な活動区域としていることから安心院院内地区審議会で協議したところ「菅原維範 農業委員」を推薦することとなりましたので、審議をお願いします。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第8号は原案のとおり推薦することに決定します。

議 長 次に、議案第9号『「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和4年度最適化活動の目標の設定等」の決定について』を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 132ページをお開き下さい。
議案第9号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和4年度最適化活動の目標の設定等」の決定について、農地法第37条（情報の公表）に基づき、令和3年度の点検・評価結果及び令和4年度の目標とその達成に向けた活動計画を策定したので、その決定について審議を求めます。

令和4年5月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

この件につきましては、「農業委員会の適正な事務実施について」（農林水産省経営局長通知）記の3で農業委員会は、毎年活動の点検・評価及び目標とその達成に向けた活動計画を策定し、ホームページ等で公表することとされています。

134ページから141ページにかけて「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」を対象となる項目ごとにⅠ～Ⅷに分類し、記載しております。

134ページのⅠでは、農業委員会の状況の項目の内、1農業

の概要、2 農業委員会の現在の体制 1 3 5 ページのⅡでは、担い手への農地の利用集積・集約化の項目の内、1 現状及び課題、2 令和3年度の目標及び実績、3 目標の達成に向けた活動、4 目標及び活動に対する評価 1 3 6 ページのⅢでは、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進の項目の内、1 現状及び課題、2 令和3年度の目標及び実績、3 目標の達成に向けた活動、4 目標及び活動に対する評価 1 3 7 ページのⅣでは、遊休農地に関する措置に関する評価の項目の内、1 現状及び課題、2 令和3年度の目標及び実績、3 目標の達成に向けた活動、4 目標及び活動に対する評価 1 3 8 ページのⅤでは、違反転用への適正な対応の項目の内、1 現状及び課題、2 令和3年度の実績、3 活動計画・実績及び評価 1 3 9 ページから 1 4 0 ページのⅥでは、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検の項目の内、1 農地法第3条に基づく許可事務、2 農地転用に関する事務、3 農地所有適格法人からの報告への対応、4 情報の提供等 1 4 0 ページから 1 4 1 ページのⅦでは、地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容の項目、1 4 1 ページのⅧでは、事務の実施状況の公表等の項目の内、1 総会等の議事録の公表、2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出、3 活動計画の点検・評価の公表について、記載をしております。

また、1 4 2 ページから 1 4 4 ページにかけて「令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)」を対象となる項目ごとにⅠとⅡに分類し記載しております。

1 4 2 ページのⅠでは、農業委員会の状況の項目の内、1 農業委員会の現在の体制、2 農家・農地等の概要 1 4 3 ページからのⅡでは、最適化活動の目標の項目の内、1 最適化活動の成果目標、2 最適化活動の活動目標について、記載をしております。

この案でご承認いただければ市のホームページで公表いたしたいと思っております。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第9号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、
長 議案第9号は原案のとおり承認いたしました。

議 長 以上で審議案件は終了いたしましたので、報告事項に入ります。
長 報告第1号から5号を一括して事務局より説明願います。

事務局 それでは、一括してご報告させていただきます。

145ページをお開き下さい。
報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」
農地法第3条の3第1項及び同法施行規則第21条の規定による届出については受理したので、ここに報告する。
令和4年5月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
内訳は146ページからの8件がございました。
地区別の内訳は、長洲地区2件、3筆、985㎡、宇佐地区1件、4筆、2,955㎡、駅川地区3件、4筆、3,576㎡、四日市地区1件、7筆、15,693㎡、院内地区1件、15筆、11,684㎡となっております。
内容につきましては記載のとおりでございます。登記等も確認できましたので、事務局で確認し、全件とも受理いたしました。

152ページをお開き下さい。
報告第2号「農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約通知について」
農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による通知があったので、ここに報告する。
令和4年5月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
内訳は153ページからの29件がございました。地区毎の内訳は、長洲地区7件、10筆、13,608㎡、宇佐地区2件、5筆、6,686㎡、駅川地区4件、6筆、7,458㎡、四日市地区13件、38筆、53,716㎡、安心院地区2件、3筆、5,862㎡、院内地区1件、1筆、1,809㎡となっております。
内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局で確認し、書類を受理いたしました。

164ページをお開き下さい。
報告第3号「2a未満の農業用施設用地への転用の届出について」
農地法施行規則第29条第1号（農業用施設用地）として転用の届

出があったので、ここに報告する。

令和4年5月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

内訳は165ページからの3件がございました。地区毎の内訳は、長洲地区2件、2筆、84㎡、安心院地区1件、1筆、112㎡となっております。

内容につきましては記載のとおりでございます。農地法施行規則第29条の規定により農地の転用の制限の例外となっており、許可を要しない案件でありますので、申請内容等確認し、事務局で受理通知を交付いたしました。

167ページをお開きください。

報告第4号「農地所有適格法人適格要件の届出について」農地法第2条第3項の要件を満たす旨の届出について確認したので、ここに報告する。

令和4年5月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

内訳は168ページの宇佐地区1件となっております。

内容につきましては記載のとおりでございます。法人形態要件等を確認し、いずれも要件を満たしていることから、届出を受理しております。

169ページをご覧ください。

報告第5号「令和3年度宇佐市農業委員会実績報告について」

これは令和3年度中に取り扱った案件の実績です。

～読み上げる～

1 会議等の回数

臨時総会1回 総会12回 地区審議会36回 役員会3回

農業委員会だより編集会議2回 研修会等4回

2 重点施策事業といたしまして以下の6項目を掲げておりました。

3の農地関係事務処理状況 4の諸証明

5の農業者年金につきましては、経営移譲年金・老齢年金の受給者数、新規裁定者数につきましてこのような人数となっております。

以上です。

以上で報告の説明を終わります。

議長 　ただ今の報告第1号から5号について、質問、意見等、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

議長 　質問、意見等もないようですので、以上をもちまして本日の議案の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

議長 　その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

はい。

久保田地区審会長

どうぞ。

議長 　長

久保田地区審会長

今月の総会のように、議案件数が多いときは9時30分開催など、早めに総会を開いてはどうか。

西委員 　次回だけだと混乱するので、これからは9時30分開催に統一してはどうか。

事務局。お願いします。

議長 　長

次回からの総会は9時30分の開催を基本としたいと思います。

事務局

他に意見・質問等はありませんか。

議長 　長

はい。

久保田地区審会長

どうぞ。

議長 　長

久保田地区審会長

令和3年度はコロナの影響もあり、あまり活動ができなかった。令和4年度最適化活動の目標を達成するには、農業委員がより多くの知識を得る必要がある。市の農業関連の整備事業を知るためにも、現地視察や研修・説明会などを事務局から企画してもらいたい。

議長 　事務局は、各委員に最適化活動に係ることがあれば案内をお願いします。

はい。

事務局

他に意見・質問等はありませんか。

議長

(発言なし)

議長

よろしいですか。

それでは、事務局から連絡事項等があればお願いします。

事務局

来月5月の令和4年度第2回定例総会は、6月6日月曜日、午前9時30分から本庁2階23会議室で行う予定にしておりますので、よろしくをお願いします。

なお、欠席をされる場合は、地区審議会も含め、早めのご連絡をくださるようお願いいたします。

議長

それでは、以上をもちまして、宇佐市農業委員会第1回定例総会を閉会いたします。

午前11時30分閉会

以上会議の次第を記録し事実と相違ないことを証するため、記名捺印する。

令和4年5月6日

議長 _____ (印)

署名委員 _____ (印)

署名委員 _____ (印)

議長と署名委員の自筆署名及び押印については、個人情報のため上記のように活字等の表現にしています。

なお、自筆署名及び押印した原本については、事務局で保管しています。